山形県職員等の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

	改正案
	 (防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当)
2 前項の手当の額は、作業に従事した日1日に	
つき、次の各号に掲げる作業の区分に応じ、当	
該各号に定める額とする。	該各号に定める額とする。
(1) 前項第1号、第2号及び第4号の作業	
290円	290円(同項第1号の作業のうち心身に著しい
20011	負担を与えると人事委員会が認める作業に従
	事した場合にあつては、当該額にその100分の
	100に相当する額を加算した額)
(2) 一略一	(2) 一略一
(公共土木施設等災害応急作業に従事する職員	(公共土木施設等災害応急作業に従事する職員
の特殊勤務手当)	の特殊勤務手当)
第13条 公共土木施設等災害応急作業に従事する	
職員の特殊勤務手当は、防災くらし安心部防災	
危機管理課及び消防救急課、農林水産部、県土	
整備部、港湾事務所並びに総合支庁に勤務する	
職員が、次の各号に掲げる作業に従事したとき	職員が、次の各号に掲げる作業に従事したとき
に支給する。	に支給する。
(1) 一略一	
(2) 噴火により重大な災害が発生し、又は発	
生するおそれがある場合において災害対策基	
本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の	本法(昭和36年法律第223号)第60条第1項の
規定により居住者等が避難のための立退きを	規定により居住者等が避難のための立退きを
勧告され、若しくは指示された地域又は同法	
第63条第1項の規定により設定された警戒区	
域その他人事委員会規則で定める地域で行う	規則で定める地域で行う災害状況の調査、巡
災害状況の調査、巡回監視、工事の監督、測	回監視、工事の監督、測量、測量の監督等の
量、測量の監督等の作業	作業
(3) 一略一	(3) 一略一
2及び3 一略一	2及び3 一略一
附則	附則
$1 \sim 8 - m -$	$1 \sim 8 - m -$
(新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に	(新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業に
従事する職員の特殊勤務手当の特例)	従事する職員の特殊勤務手当の特例)
9 職員等が新型コロナウイルス感染症(新型コ	9 職員等が新型コロナウイルス感染症(病原体
<u>ロナウイルス感染症を指定感染症として定める</u>	がベータコロナウイルス属のコロナウイルス
等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定	(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保
<u>するものをいう</u> 。以下同じ。)から県民の生命	健機関に対して、人に伝染する能力を有するこ
及び健康を保護するために行われた措置に係る	とが新たに報告されたものに限る。)であるも
作業であつて人事委員会規則で定めるものに従	<u>のに限る</u> 。以下同じ。)から県民の生命及び健
事したときは、防疫作業に従事する職員の特殊	康を保護するために行われた措置に係る作業で

勤務手当を支給する。この場合において、第6	あつて人事委員会規則で定めるものに従事した
条の規定は適用しない。	ときは、防疫作業に従事する職員の特殊勤務手
	当を支給する。この場合において、第6条の規
	定は適用しない。
10 一略一	10 一略一

議第111号

山形県県税条例等の一部を改正する条例(案)新旧対照表

第1条関係(山形県県税条例の一部改正)

現行	改 正 案
(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)	(株式等譲渡所得割の特別徴収義務者)
第48条の22 -略-	第48条の22 -略-
2 一略一	2 一略一
3 第1項の特別徴収義務者は、租税特別措置法	3 第1項の特別徴収義務者は、租税特別措置法
第37条の11の4第3項に規定する場合には、そ	第37条の11の4第3項に規定する場合には、そ
の都度、同項に規定する満たない部分 <u>の金額</u> に	の都度、同項に規定する満たない部分の金額又
100分の5を乗じて計算した金額に相当する株	は同項に規定する特定費用の金額(当該特定費
式等譲渡所得割を還付しなければならない。	用の金額が選択口座においてその年最後に行わ
	れた同条第2項に規定する対象譲渡等に係る同
	項に規定する源泉徴収口座内通算所得金額を超
	える場合には、その超える部分の金額を控除し
	<u>た金額)</u> に100分の5を乗じて計算した金額に相
	当する株式等譲渡所得割を還付しなければなら
	ない。
(事業税の納税義務者等)	(事業税の納税義務者等)
第49条 法人の行う事業に対する事業税は、法人	第49条 法人の行う事業に対する事業税は、法人
の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区	の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区
分に応じ、当該各号に定める額により、その法	分に応じ、当該各号に定める額により、その法
人に課する。	人に課する。
(1)及び(2) 一略一	(1)及び(2) 一略一
(3) 電気供給業のうち、電気事業法(昭和39	
年法律第170号)第2条第1項第2号に規定す	
る小売電気事業(これに準ずるものとして施	
行規則第3条の14第1項に規定するものを含	
む。以下この節において「小売電気事業等」	む。以下この節において「小売電気事業等」
という。) <u>及び同法</u> 第2条第1項第14号に規	
定する発電事業(これに準ずるものとして施	
行規則第3条の14第2項に規定するものを含	
む。以下この節において「 <u>発電事業等</u> 」とい	
う。) 次に掲げる法人の区分に応じ、それ	
ぞれ次に定める額	定する特定卸供給事業(以下この節において
	「特定卸供給事業」という。) 次に掲げる
	法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ及びロ -略- 2~5 -略-	イ及びロ -略- 2~5 -略-
2、5、一哈一(法人の事業税の税率等)	2 (法人の事業税の税率等)
第54条 一略一	第54条 一略一
2 電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等	
2 電気に相来(小元電気事来寺) <u>及び元電事来</u> 寺 を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険	
業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金	
額に100分の1を乗じて得た金額とする。	事業年度の収入金額に100分の1を乗じて得た
	金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等 <u>及び発電</u>	3 電気供給業のうち、小売電気事業等 <u>、発電事</u>
<u>事業等</u> に対する事業税の額は、次の各号に掲げ	<u>業等及び特定卸供給事業</u> に対する事業税の額
る法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定め	は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それ
る金額とする。	ぞれ当該各号に定める金額とする。
(1)及び(2) 一略一	(1)及び(2) 一略一
4 一略一	4 一略一
(環境性能割の税率)	(環境性能割の税率)
第135条の3 -略-	第135条の3 -略-
2 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項	 次に掲げる自動車(法第149条第1項及び前項
(第4項又は第5項において準用する場合を含	(第4項又は第5項において準用する場合を含
む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に	む。)の規定の適用を受けるものを除く。)に
対して課する環境性能割の税率は、100分の2と	対して課する環境性能割の税率は、100分の2と
する。	する。
(1)及び(2) -略-	(1)及び(2) -略-
(3) 次に掲げる軽油自動車	(3) 次に掲げる軽油自動車
イ 一略一	イー略ー
ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下	ロ 車両総重量が2.5トンを超え3.5トン以下
のバス又はトラックのうち、次のいずれに	のバス又はトラックのうち、次のいずれに
も該当するもので施行規則第9条の4第20	も該当するもので施行規則第9条の4第20
項に規定するもの	項に規定するもの
(イ) 一略一	(イ) 一略一
(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基	(ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基
準エネルギー消費効率100分の105を乗じ	準エネルギー消費効率に100分の105を乗
て得た数値以上であること。	じて得た数値以上であること。
ハ及びニ 一略一	ハ及びニー略ー
(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)	(個人の県民税の所得割の非課税の範囲等)
第3条の3 当分の間、県民税の所得割を課すべ	
き者のうち、その者の当該年度の初日の属する	き者のうち、その者の当該年度の初日の属する
年の前年(以下この条から附則第12条の7まで、	年の前年(以下この条から附則第12条の7まで、
附則第12条の7の2第1項、附則第12条の8、	附則第12条の7の2第1項、附則第12条の8、
附則第12条の9、附則第22条及び附則第29条に	附則第12条の9、附則第22条及び附則第29条第
おいて「前年」という。)の所得について第32	1 項において「前年」という。)の所得につい
条の規定により算定した総所得金額、退職所得	て第32条の規定により算定した総所得金額、退
金額及び山林所得金額の合計額が、35万円にそ	職所得金額及び山林所得金額の合計額が、35万
の者の法第23条第1項第7号に規定する同一生	円にその者の法第23条第1項第7号に規定する
計配偶者(以下この条において「同一生計配偶	同一生計配偶者(以下この条において「同一生
者」という。)及び同項第9号に規定する扶養	計配偶者」という。)及び同項第9号に規定す
親族(以下この条において「扶養親族」という。)	る扶養親族(年齢16歳未満の者及び法第34条第
の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円	 1 項第11号に規定する控除対象扶養親族に限
を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は	る。以下この条において「扶養親族」という。)
扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円	の数に1を加えた数を乗じて得た金額に10万円
を加算した金額)以下である者に対しては、第	を加算した金額(その者が同一生計配偶者又は
29条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得	扶養親族を有する場合には、当該金額に32万円
割(第40条の2の規定により課する所得割を除	を加算した金額)以下である者に対しては、第
く。)を課さない。	29条第1項の規定にかかわらず、県民税の所得
-	

	刺(燃めなののおけにとりまたでには刺えい
	割(第40条の2の規定により課する所得割を除
	く。)を課さない。
 2及び3 -略- (特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課 	 2及び3 -略- (特定寄附信託に係る利子等に係る利子割の課
(特定前所信託に体る利丁寺に体る利丁割の硃 税の特例)	(特定前附信託に依る利丁寺に依る利丁割の硃 税の特例)
	第7条の4 当分の間、租税特別措置法第4条の
5第5項の規定の適用を受ける同条第1項に規	
定する利子等については、同条第5項に規定す	
る特定寄附信託の受託者が当該利子等を支払つ	
たものとみなして、利子割に関する規定を適用	
する。	する。
2 一略一	2 一略一
(特定管理株式等が価値を失つた場合の株式等	
に係る譲渡所得等の課税の特例)	に係る譲渡所得等の課税の特例)
	第12条の4 県民税の所得割の納税義務者につい
て、その有する租税特別措置法第37条の11の2	て、その有する租税特別措置法第37条の11の2
第1項に規定する特定管理株式等(以下この条	
において「特定管理株式等」という。)、同項	において「特定管理株式等」という。)又は同
に規定する特定保有株式(以下この条において	
	おいて「特定口座内公社債」という。)が株式
る特定口座内公社債(以下この条において「特	又は同法第37条の10第2項第7号に規定する公
定口座内公社債」という。)が株式又は同法第	社債としての価値を失つたことによる損失が生
37条の10第2項第7号に規定する公社債として	じた場合として同法第37条の11の2第1項各号
の価値を失つたことによる損失が生じた場合と	に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発
して同法第37条の11の2第1項各号に掲げる事	生したことは当該特定管理株式等又は特定口座
実が発生したときは、当該事実が発生したこと	内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額
は当該特定管理株式等 <u>、特定保有株式</u> 又は特定	として施行令附則第18条の3第1項で定める金
口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の	額は附則第12条の5第2項に規定する上場株式
金額として施行令附則第18条の3第1項で定め	等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額と
る金額は附則第12条の5第2項に規定する上場	それぞれみなして、この条、前条及び附則第12
株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金	条の5の規定その他の県民税に関する規定を適
額とそれぞれみなして、この条、前条及び附則	用する。
第12条の5の規定その他の県民税に関する規定	
を適用する。	
2及び3 一略一	2及び3 一略一
(県民税の法人税割の税率の特例)	(県民税の法人税割の税率の特例)
	第13条 昭和52年2月1日から <u>令和9年1月31日</u>
	までの間に終了する各事業年度分又は各連結事
業年度分の法人税割の税率は、第42条の規定に	
かかわらず、100分の1.8とする。	かかわらず、100分の1.8とする。
(自動車税の種別割の税率の特例)	(自動車税の種別割の税率の特例)
	第15条の3 次の各号に掲げる自動車(電気自動
車、天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内	
燃機関の燃料として用いる自動車で施行規則第	
9 条の 2 第 1 項に規定するものをいう。 <u>次項第</u>	9条の2第1項に規定するものをいう。 <u>以下こ</u>

2号及び次条第2項において同じ。)、メタノ ール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料 として用いる自動車で施行規則附則第5条第1 項に規定するものをいう。次条第2項において 同じ。)、混合メタノール自動車(メタノール とメタノール以外のものとの混合物で施行規則 附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の 燃料として用いる自動車で同条第1項に規定す るものをいう。次条第2項において同じ。)及 びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力 併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて 電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定 するものを動力源として用いるものであつて、 廃エネルギーを回収する機能を備えていること により大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) 第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出 の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6 項に規定するものをいう。次項第3号及び次条 第2項において同じ。)並びに自家用の乗用車 (三輪の小型自動車に属するものを除く。以下 この条及び次条において同じ。)、一般乗合用 バス、被けん引自動車及びキャンピングカー(原 動機を用いないもの以外のもののうち普通自動 車に属するもの及び小型自動車に属するものを 除く。)を除く。)に対して課する当該各号に 定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の 税率については、第136条の規定にかかわらず 次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に 対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄 に定める額とする。

- (1) 第135条の3第1項第1号に規定するガ ソリン自動車(以下この条において「ガソリ ン自動車」という。)又は同項第2号に規定 する石油ガス自動車(以下この条において「石 油ガス自動車」という。)で<u>平成20年3月31</u> 日までに初回新規登録を受けたもの 初回新 規登録を受けた日から起算して14年を経過し た日の属する年度
- (2) 第135条の3第1項第3号に規定する軽 油自動車(<u>次項第6号</u>において「軽油自動車」 という。)その他の前号に掲げる自動車以外 の自動車で<u>平成22年3月31日</u>までに初回新規 登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日 から起算して12年を経過した日の属する年度

- 略 -

の条及び次条第2項において同じ。)、メタノ ール自動車(専らメタノールを内燃機関の燃料 として用いる自動車で施行規則附則第5条第1 項に規定するものをいう。次条第2項において 同じ。)、混合メタノール自動車(メタノール とメタノール以外のものとの混合物で施行規則 附則第5条第2項に規定するものを内燃機関の 燃料として用いる自動車で同条第1項に規定す るものをいう。次条第2項において同じ。)及 びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力 併用自動車(内燃機関を有する自動車で併せて 電気その他の施行規則第9条の2第5項に規定 するものを動力源として用いるものであつて、 廃エネルギーを回収する機能を備えていること により大気汚染防止法(昭和43年法律第97号) 第2条第17項に規定する自動車排出ガスの排出 の抑制に資するもので施行規則第9条の2第6 項に規定するものをいう。次項第3号及び次条 第2項において同じ。)並びに自家用の乗用車 (三輪の小型自動車に属するものを除く。以下 この条及び次条において同じ。)、一般乗合用 バス、被けん引自動車及びキャンピングカー(原 動機を用いないもの以外のもののうち普通自動 車に属するもの及び小型自動車に属するものを 除く。)を除く。)に対して課する当該各号に 定める年度以後の年度分の自動車税の種別割の 税率については、第136条の規定にかかわらず、 次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に 対し、1台について、それぞれ同表の税率の欄 に定める額とする。

- (1) 第135条の3第1項第1号に規定するガ ソリン自動車(以下この条において「ガソリ ン自動車」という。)又は同項第2号に規定 する石油ガス自動車(以下この条において「石 油ガス自動車」という。)で<u>平成22年3月31</u> 日までに初回新規登録を受けたもの 初回新 規登録を受けた日から起算して14年を経過し た日の属する年度
- (2) 第135条の3第1項第3号に規定する軽 油自動車(<u>以下この条</u>において「軽油自動車」 という。)その他の前号に掲げる自動車以外 の自動車で<u>平成24年3月31日</u>までに初回新規 登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日 から起算して12年を経過した日の属する年度

一略一

- 2 次に掲げる自動車に対して課する自動車税の2 種別割の税率については、当該自動車(自家用 の乗用車を除く。)が平成30年4月1日から平 成31年3月31日までの間に初回新規登録を受け た場合には令和元年度分の自動車税の種別割 (第138条の2第1項又は第2項の規定により 当該自動車の所有者に対して月割をもつて課さ れるものに限る。)に限り、当該自動車が平成 31年4月1日(自家用の乗用車にあつては、令 和元年10月1日)から令和2年3月31日までの 間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度 分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令 和2年4月1日から令和3年3月31日までの間 に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分 の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にか かわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げ る自動車に対し、1台について、それぞれ同表 の税率の欄に定める額とする。
 - (1) 一略一
 - (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法 第41条第1項の規定により平成30年10月1日 以降に適用されるべきものとして定められた 第135条の3第1項第1号イ(イ)aに規定す る排出ガス保安基準(以下この号において「排 出ガス保安基準」という。)で施行規則附則 第5条の2第1項に規定するものに適合する もの又は同法第41条第1項の規定により平成 21年10月1日(同法第40条第3号に規定する 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下のも のにあつては、平成22年10月1日)以降に適 用されるべきものとして定められた排出ガス 保安基準で施行規則第9条の2第3項に規定 するもの(以下この号において「平成21年天 然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、 窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基 準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超え ないもので施行規則附則第5条の2第2項に 規定するもの
 - (3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第9条の2第7項に規定するものをいう。)

次に掲げる自動車に対して課する自動車税の 種別割の税率については、当該自動車が令和2 年4月1日から令和3年3月31日までの間に初 回新規登録を受けた場合には令和3年度分の自 動車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわ らず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自 動車に対し、1台について、それぞれ同表の税 率の欄に定める額とする。

- (1) 一略一
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法 第41条第1項の規定により平成30年10月1日 以降に適用されるべきものとして定められた 第135条の3第1項第1号イ(イ)aに規定す る排出ガス保安基準(以下この号において「排 出ガス保安基準」という。)で施行規則附則 第5条の2第1項に規定するもの(第5項第 2号において「平成30年天然ガス車基準」と いう。)に適合するもの又は同法第41条第1 項の規定により平成21年10月1日(同法第40 条第3号に規定する車両総重量が3.5トンを 超え12トン以下のものにあつては、平成22年 10月1日)以降に適用されるべきものとして 定められた排出ガス保安基準で施行規則第9 条の2第3項に規定するもの(以下この号及 び第5項第2号において「平成21年天然ガス 車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸 化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定 める窒素酸化物の値の10分の9を超えないも ので施行規則附則第5条の2第2項に規定す るもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則第9条の2第7項に規定するものをいう。
 第5項第3号において同じ。)

- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排 出量が第135条の3第1項第1号イ(イ)aに 規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次 項第1号において「平成30年ガソリン軽中量 車基準」という。)に定める窒素酸化物の値 の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の 排出量が同(イ)bに規定する平成17年ガソリ ン軽中量車基準(次項第1号において「平成 17年ガソリン軽中量車基準」という。)に定 める窒素酸化物の値の4分の1を超えないも のであつて、エネルギー消費効率が同イ(ハ) に規定する令和2年度基準エネルギー消費効 率(以下この条において「令和2年度基準エ ネルギー消費効率」という。)に100分の130 を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則 第5条の2第3項に規定するもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第135条の3第1項第2号イ(イ)aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が<u>同(イ)b</u>に規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの
- (6) 軽油自動車のうち、第135条の3第1項第 3号イ(イ)に規定する平成30年軽油軽中量車 基準<u>又は平成21年軽油軽中量車基準</u>に適合す る乗用車

	— 哈 —	
3	次に掲げる <u>自動車に対して</u> 課する自動車税の	3
	種別割の税率については <u>、当該自動車(自家用</u>	<u> </u>
	の乗用車を除く。)が平成30年4月1日から平	5
	成31年3月31日までの間に初回新規登録を受け	
	た場合には令和元年度分の自動車税の種別割	ļ
	(第138条の2第1項又は第2項の規定により]
	当該自動車の所有者に対して月割をもつて課さ	

三方

- (4) ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排 出量が第135条の3第1項第1号イ(イ)aに 規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(以 下この条において「平成30年ガソリン軽中量 車基準」という。)に定める窒素酸化物の値 の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の 排出量が同号イ(イ)bに規定する平成17年ガ ソリン軽中量車基準(以下この条において「平 成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に 定める窒素酸化物の値の4分の1を超えない ものであつて、エネルギー消費効率が同号イ (ハ)に規定する令和2年度基準エネルギー消 費効率(以下この条において「令和2年度基 準エネルギー消費効率」という。)に100分の 130を乗じて得た数値以上のもので施行規則 附則第5条の2第3項に規定するもの
- (5) 石油ガス自動車のうち、窒素酸化物の排出量が第135条の3第1項第2号イ(イ)aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が同号イ(イ)bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(以下この条において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和2年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上のもので施行規則附則第5条の2第4項に規定するもの
- (6) 軽油自動車のうち、第135条の3第1項第 3号イ(イ)に規定する平成30年軽油軽中量車 基準(以下この条において「平成30年軽油軽 中量車基準」という。)又は平成21年軽油軽
 中量車基準(以下この条において「平成21年
 軽油軽中量車基準」という。)に適合する乗
 用車

一略一

次に掲げる<u>自動車(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に対して</u>課する自動車税の種 別割の税率については、当該自動車が令和2年 4月1日から令和3年3月31日までの間に初回 新規登録を受けた場合には令和3年度分の自動 車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわら ず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げる自動 れるものに限る。) に限り、当該自動車が平成 31年4月1日(自家用の乗用車にあつては、令 和元年10月1日)から令和2年3月31日までの 間に初回新規登録を受けた場合には令和2年度 分の自動車税の種別割に限り、当該自動車が令 和2年4月1日から令和3年3月31日までの間 に初回新規登録を受けた場合には令和3年度分 の自動車税の種別割に限り、第136条の規定にか かわらず、次の表の自動車の種類等の欄に掲げ る自動車に対し、1台について、それぞれ同表 の税率の欄に定める額とする。

(1)及び(2) -略-

一略一

4 第2項(第4号及び第5号を除く。)に掲げ4 第2項第1号から第3号までに掲げる自動車 において「自家用の乗用車等」という。)に対 して課する自動車税の種別割の税率について は、当該自家用の乗用車等が令和3年4月1日 から令和4年3月31日までの間に初回新規登録 を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種 別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和4年 4月1日から令和5年3月31日までの間に初回 新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動 車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわら ず、第2項の表の自動車の種類等の欄に掲げる 自動車に対し、1台について、それぞれ同表の 税率の欄に定める額とする。

(1)及び(2) -略-

車に対し、1台について、それぞれ同表の税率 の欄に定める額とする。

(1)及び(2) -略-

一略一

る自動車のうち、次に掲げるもの(以下この項)のうち、次に掲げるもの(以下この項及び次項 において「自家用の乗用車等」という。)に対 して課する自動車税の種別割の税率について は、当該自家用の乗用車等が令和3年4月1日 から令和4年3月31日までの間に初回新規登録 を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種 別割に限り、当該自家用の乗用車等が令和4年 4月1日から令和5年3月31日までの間に初回 新規登録を受けた場合には令和5年度分の自動 車税の種別割に限り、第136条の規定にかかわら ず、第2項の表の自動車の種類等の欄に掲げる 自動車に対し、1台について、それぞれ同表の 税率の欄に定める額とする。

(1)及び(2) -略-

5 次に掲げる自動車(自家用の乗用車等を除 く。)に対して課<u>する自動車税の種別割の税率</u> については、当該自動車が令和3年4月1日か ら令和4年3月31日までの間に初回新規登録を 受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別 割に限り、当該自動車が令和4年4月1日から 令和5年3月31日までの間に初回新規登録を受 けた場合には令和5年度分の自動車税の種別割 に限り、第136条の規定にかかわらず、第2項の 表の自動車の種類等の欄に掲げる自動車に対 し、1台について、それぞれ同表の税率の欄に 定める額とする。

(1) 電気自動車

(2) 天然ガス自動車のうち、平成30年天然ガ ス車基準に適合するもの又は平成21年天然ガ ス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出 量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸

化物の値の10分の9を超えないもので施行規
1111111111111111111111111111111111111
(3) 充電機能付電力併用自動車
(4) ガソリン自動車(営業用の乗用車及び特)
(4) メノリント動車(音楽用の米用車及の特 種用途車のうちキャンピングカー(原動機を)
用いないもの以外のもののうち普通自動車に
属するもの及び小型自動車に属するものに限
る。)(以下この項及び次項において「営業
周の乗用車等」という。)に限る。)のうち、
<u> 市の采用単等」という。)に限る。)のうら、</u> 窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中
<u>重素酸化物の併出重加平成30年カラウラ軽</u> 量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1
<u> 単単差単に足のる至素酸化物の値の2分の1</u> を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平
成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸
化物の値の4分の1を超えないものであつ
て、エネルギー消費効率が第135条の3第1項
第1号イ(ロ)に規定する令和12年度基準エネ
ルギー消費効率(以下この項及び次項において、
て「令和12年度基準エネルギー消費効率」と
いう。)に100分の90を乗じて得た数値以上か
<u>つ令和2年度基準エネルギー消費効率以上の</u> オので拡行相叫料則第5条の2第2項に相定
<u>もので施行規則附則第5条の2第8項に規定</u> + て + の
<u>するもの</u> (5) て述ずった動声(学業田の乗田東等に阻
<u>(5)</u> <u>石油ガス自動車(営業用の乗用車等に限</u> <u>ス</u>)のさた。空素酸化物の批出量が平成20
る。)のうち、窒素酸化物の排出量が平成30 年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物
の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準
おのが山重が平成11平石油ガス軽平重単差単 に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えな
いものであつて、エネルギー消費効率が令和
12年度基準エネルギー消費効率に100分の90
を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エ
ネルギー消費効率以上のもので施行規則附則
第5条の2第9項に規定するもの
(6) 軽油自動車(営業用の乗用車等に限る。)
<u>(6)</u> <u>軽価百動単(営業用の業用単等に限る。)</u> のうち、平成30年軽油軽中量車基準又は平成
21年軽油軽中量車基準に適合するものであっ
て、エネルギー消費効率が令和12年度基準エ
<u>ネルギー消費効率に100分の90を乗じて得た</u> 数値以上かつ合和2年度基準エネルギー消費
<u>数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費</u> 効率以上のもので施行規則附則第5条の2第
<u>10項に規定するもの</u> 6 次に掲げる自動車のらた 営業田の乗田車等
<u>6</u> 次に掲げる自動車のうち、営業用の乗用車等 (前項の規定の適用を受けるたのを除く))に
(前項の規定の適用を受けるものを除く。)に 対して調する自動車税の種別制の税率について
対して課する自動車税の種別割の税率について は 当該営業田の乗田車等が合和っ年4日1日
は、当該営業用の乗用車等が令和3年4月1日

(自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第15条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦
 第15条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦
 課徴収に関し、自動車が附則第15条の3第2項
 又は第3項に規定する窒素酸化物の排出量又は
 エネルギー消費効率についての基準(以下この
 項において「窒素酸化物排出量等基準」という。)
 につき同条第2項から第4項までの規定の適用
 第15条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦
 第15条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦
 第3の3 知事は、自動車税の種別割の賦
 第15条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦
 第15条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦
 第15条の3の3 知事は、自動車税の種別割の賦
 第2項
 第3項、第5項又は第6項に規定する窒素酸化
 物の排出量又はエネルギー消費効率についての
 基準(以下この項において「窒素酸化物排出量
 等基準」という。)につき同条第2項から<u>第6</u>

を受ける自動車(以下この項において「減税対	<u>項</u> までの規定の適用を受ける自動車(以下この
象車」という。)に該当するかどうかの判断を	項において「減税対象車」という。)に該当す
するときは、国土交通大臣の認定等(申請に基	るかどうかの判断をするときは、国土交通大臣
づき国土交通大臣が行つた自動車についての認	の認定等(申請に基づき国土交通大臣が行つた
定又は評価であつて、当該認定又は評価の事実	自動車についての認定又は評価であつて、当該
に基づき自動車が窒素酸化物排出量等基準につ	認定又は評価の事実に基づき自動車が窒素酸化
き減税対象車に該当するかどうかの判断をする	物排出量等基準につき減税対象車に該当するか
ことが適当であるものとして施行規則附則第5	どうかの判断をすることが適当であるものとし
条の2の3に規定するものをいう。次項におい	て施行規則附則第5条の2の3に規定するもの
て同じ。)に基づき当該判断をするものとする。	をいう。次項において同じ。)に基づき当該判
	断をするものとする。
2及び3 一略一	2及び3 一略一
(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入	(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入
(新生1) リイルス感染症等に係る圧毛情人 金等特別税額控除の特例)	金等特別税額控除の特例)
第29条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の	
所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法	
第6条第4項の規定の適用を受けた場合におけ	
る附則第5条の4の2第1項の規定の適用につ	
いては、同項中「令和15年度」とあるのは、「令	いては、同項中「令和15年度」とあるのは、「令
和16年度」とする。	和16年度」とする。
	2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得
	税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6
	条の2第1項の規定の適用を受けた場合におけ
	る附則第5条の4の2第1項及び第3項並びに
	附則第22条第3項の規定の適用については、附
	<u>則第5条の4の2第1項中「令和15年度」とあ</u>
	るのは「令和17年度」と、同項及び同条第3項
	並びに附則第22条第3項中「令和3年」とある
	のは「令和4年」とする。
(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準	(新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準
不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の	不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の
減額等の特例)	減額等の特例)
第30条 第77条第3項に規定する耐震基準不適合	第30条 第77条第3項に規定する耐震基準不適合
既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住	既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住
宅の第80条の2第1項に規定する耐震改修に係	宅の第80条の2第1項に規定する耐震改修に係
る契約を施行令附則第38条に規定する日までに	る契約を施行令附則第38条に規定する日までに
締結している個人が、新型コロナウイルス感染	締結している個人が、新型コロナウイルス感染
症(新型インフルエンザ等対策特別措置法(平	症(<u>病原体がベータコロナウイルス属のコロナ</u>
成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規	ウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国か
<u>定する新型コロナウイルス感染症</u> をいう。)及	ら世界保健機関に対して、人に伝染する能力を
	有することが新たに報告されたものに限る。)
該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅	
をその取得の日から6月以内にその者の居住の	
用に供することができなかつたことにつき施行	該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から
規則附則第28条第1項に規定するところにより	6月以内にその者の居住の用に供することがで

証明がされた場合において、当該耐震改修をし て当該耐震基準不適合既存住宅を令和4年3月 31日までにその者の居住の用に供したとき(当 該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日 から6月以内にその者の居住の用に供した場合 に限る。)は、第80条の2第1項の規定の適用 については、同項中「当該耐震基準不適合既存 住宅を取得した日から6月以内に、当該」とあ るのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、 当該住宅の当該耐震改修の日から6月以内に| とする。

きなかつたことにつき施行規則附則第28条第1 項に規定するところにより証明がされた場合に おいて、当該耐震改修をして当該耐震基準不適 合既存住宅を令和4年3月31日までにその者の 居住の用に供したとき(当該耐震基準不適合既 存住宅を当該耐震改修の日から6月以内にその 者の居住の用に供した場合に限る。)は、第80 条の2第1項の規定の適用については、同項中 「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日か ら6月以内に、当該」とあるのは「当該」と、 「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐 震改修の日から6月以内に」とする。

2 一略一

2

一略一

第2条関係(山形県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

現 行	改正案
(山形県県税条例の一部改正)	(山形県県税条例の一部改正)
第1条 山形県県税条例(昭和29年5月県条例第	第1条 山形県県税条例(昭和29年5月県条例第
18号)の一部を次のように改正する。	18号)の一部を次のように改正する。
— 略 —	— 略 —
第45条第1項中「第4項、第19項若しくは第	第45条第1項中「第4項、第19項若しくは第
23項」を「第31項若しくは第35項」に、「同条	23項」を「第31項若しくは第35項」に、「同条
第22項」を「同条第34項」に改め、同条第2項	第22項」を「同条第34項」に改め、同条第2項
中「第53条第22項」を「第53条第34項」に改め、	中「第53条第22項」を「第53条第34項」に改め、
同条第3項中「連結事業年度」を「事業年度」	同条第3項中「連結事業年度」を「事業年度」
に、「6月の期間中」を「6月経過日(同項に	に、「6月の期間中」を「6月経過日(同項に
規定する6月経過日をいう。以下この項におい	規定する6月経過日をいう。以下この項におい
て同じ。)の前日までの期間中」に、「6月の	て同じ。)の前日までの期間中」に、「6月の
期間に」を「6月経過日の前日までの期間に」	期間に」を「6月経過日の前日までの期間に」
に改め、同条第4項中「第53条第47項」を「 <u>第</u>	に改め、同条第4項中「第53条第47項」を「 <u>第</u>
<u>53条第56項</u> 」に改める。	<u>53条第64項</u> 」に改める。
— 略 —	— 略 —

山形県地域経済牽引事業の促進のための不動産取得税の課税免除に関する条例の一部を改正す る条例(案)新旧対照表

現 行	改 正 案
(課税免除の要件)	(課税免除の要件)
第2条 知事は、促進区域内において、当該促進等	第2条 知事は、促進区域内において、当該促進
区域に係る法第4条第6項の規定による同意基	区域に係る法第4条第6項の規定による同意基
本計画の同意の日(以下「同意日」という。)	本計画の同意の日(以下「同意日」という。)
から <u>起算して5年内</u> に、承認地域経済牽引事業	から <u>令和5年3月31日まで</u> に、承認地域経済牽
のための施設のうち地域経済牽引事業の促進に	引事業のための施設のうち地域経済牽引事業の
よる地域の成長発展の基盤強化に関する法律第	促進による地域の成長発展の基盤強化に関する
26条の地方公共団体等を定める省令(平成19年	法律第26条の地方公共団体等を定める省令(平
総務省令第94号) 第2条に規定するものを設置	成19年総務省令第94号) 第2条に規定するもの
した法第14条第1項に規定する承認地域経済牽	を設置した法第14条第1項に規定する承認地域
引事業者について、当該施設の用に供する家屋	経済牽引事業者について、当該施設の用に供す
(当該施設の用に供する部分に限るものとし、	る家屋(当該施設の用に供する部分に限るもの
事務所等に係るものを除く。以下同じ。)又は	とし、事務所等に係るものを除く。以下同じ。)
その敷地である土地の取得(同意日以後の取得	又はその敷地である土地の取得(同意日以後の
に限り、かつ、土地の取得については、その取	取得に限り、かつ、土地の取得については、そ
得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地	の取得の日の翌日から起算して1年以内に当該
を敷地とする家屋の建設の着手があった場合に	土地を敷地とする家屋の建設の着手があった場
おける当該土地の取得に限る。)に対して課す	合における当該土地の取得に限る。)に対して
る不動産取得税の課税を免除することができ	課する不動産取得税の課税を免除することがで
る。	きる。

山形県地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例(案) 新旧対照表

現行	改 正 案
(課税免除の要件)	(課税免除の要件)
第2条 知事は、地方活力向上地域内における次	第2条 知事は、地方活力向上地域内におけるど
の各号に掲げる県税の課税を免除することがで	の各号に掲げる県税の課税を免除することがで
きる。	きる。
(1) 法第5条第18項(法第7条第2項におい	(1) 法第5条第18項(法第7条第2項におい
て準用する場合を含む。)の規定により法第	て準用する場合を含む。)の規定により法領
5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5	5条第1項の地域再生計画(同条第4項第5
号に規定する地方活力向上地域等特定業務施	号に規定する地方活力向上地域等特定業務加
設整備事業に関する事項が記載されたものに	設整備事業に関する事項が記載されたものに
限る。)が公示された日(以下「公示日」と	限る。)が公示された日(以下「公示日」と
いう。)から令和4年3月31日までの間に、	いう。)から令和4年3月31日までの間に、
法第17条の2第3項の規定により、同条第1	法第17条の2第3項の規定により、同条第1
項に規定する地方活力向上地域等特定業務施	項に規定する地方活力向上地域等特定業務加
設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」	設整備計画(以下「特定業務施設整備計画」
という。)の認定を受けた事業者(同項第1	という。)の認定を受けた事業者(同項第1
号に掲げる事業を実施する者に限る。)であ	号に掲げる事業を実施する者に限る。) であ
って、当該認定を受けた日から同日の翌日以	- って、当該認定を受けた日から同日の翌日以
後2年を経過する日(同日までに同条第6項	後2年を経過する日(同日までに同条第6項
の規定により当該認定を取り消されたとき	の規定により当該認定を取り消されたとき
は、その取り消された日の前日)までの間に、	は、その取り消された日の前日) までの間に
特定業務施設の用に供する減価償却資産(所	特定業務施設の用に供する減価償却資産(月
得税法施行令(昭和40年政令第96号)第6条	得税法施行令(昭和40年政令第96号)第63
第1号から第7号まで又は法人税法施行令	第1号から第7号まで又は法人税法施行名
(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第	(昭和40年政令第97号)第13条第1号から第
7 号までに掲げるものに限る。)で取得価額	7号までに掲げるものに限る。)で取得価額
の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和	の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和
32年法律第26号) <u>第10条第7項第6号</u> に規定	32年法律第26号) <u>第10条第8項第6号</u> に規定
する中小事業者、同法第42条の4第8項第7	する中小事業者、同法第42条の4第8項第7
号に規定する中小企業者及び同法第68条の9	号に規定する中小企業者及び同法第68条の 9
第8項第6号に規定する中小連結法人にあっ	第8項第6号に規定する中小連結法人にあっ
ては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償	
却設備」という。)を新設し、又は増設した	
ものについて、当該特別償却設備を事業の用	
に供した日の属する年以後3年の間の各年	
(法人にあっては、当該特別償却設備を事業	
の用に供した日の属する事業年度の開始の日	
から起算して3年の間に終了する各事業年	
度)に係る所得金額又は収入金額(事業税の	
課税標準額となるべきものをいう。)のうち	
当該特別償却設備に係るものとして地域再生	
法第17条の6の地方公共団体等を定める省令	
(平成27年総務省令第73号)で定めるところ	
により計算した額に対して課する事業税	により計算した額に対して課する事業税
(2) 一略一	(2) 一略一

議第 114 号

山形県個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

	改正家
	別表第1
執行機 事務 関	執行機 事務 関
$1 \sim 6$ 一略一	1~6 一略一
7 知私立の高等学校等(特別支援学校	7 知 私立の高等学校等(特別支援学校
事 の高等部を除く。)に在学する生	事 の高等部を除く。)に在学する生
徒等の保護者等(高等学校等就学	徒等の保護者等(高等学校等就学
支援金の支給に関する法律第3条	支援金の支給に関する法律第3条
第2項第3号に規定する保護者等	第2項第3号に規定する保護者等
をいう。 第 9 項及び <u>第14項</u> を除き、	をいう。第9項及び <u>第15項</u> を除き、
以下同じ。)に対する奨学のため	以下同じ。)に対する奨学のため
の給付金の支給に関する事務であ	の給付金の支給に関する事務であ
って規則で定めるもの	って規則で定めるもの
$8 \sim 10 - m -$	8~10 一略一
	11 教特別支援学校等への就学のため必
	<u>育委要な経費の支弁に関する事務(特</u>
	<u>員会別支援学校への就学奨励に関する</u>
	法律(昭和29年法律第144号)の規 定にたるたのを除く))でたって
	<u>定によるものを除く。)であって</u> 規則で定めるもの
11~14 一略一	12~15 一略一
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	別表第2
執行機 事務 特定個人情報	執行機 事務 特定個人情報
関 関	[関
1~8 -略-	1~8 -略-
	9 <u>教</u> 特別支援学校等 特別支援学校へ
	育委 への就学のため の就学奨励に関
	員会 必要な経費の支 する法律の規定
	弁に関する事務 による特別支援
	(特別支援学校 学校への就学の
	への就学奨励に ため必要な経費
	関する法律の規 の支弁に関する
	定によるものを 情報であって規
	除く。)であっ則で定めるもの
	て規則で定める
	<u>もの</u>
<u>9</u> 及び <u>10</u> 一略一	<u>10</u> 及び <u>11</u> 一略一

山形県防災基本条例の一部を改正する条例(案)新旧対照表

現行	改正案
(災害時の安全確保)	(災害時の安全確保)
第15条 県民は、法第56条第1項後段の規定によ	第15条 県民は、法第56条第1項後段の規定によ
る通知若しくは警告又は法第60条第1項の規定	る通知若しくは警告又は法第60条第1項の規定
による立退きの <u>勧告若しくは</u> 指示(以下「 <u>避難</u>	による立退きの指示(以下「 <u>避難指示等</u> 」とい
<u>勧告等</u> 」という。)がされた場合において、災	う。)がされた場合において、災害から自らの
害から自らの生命及び身体を守るため、速やか	生命及び身体を守るため、速やかに当該 <u>避難指</u>
に当該 <u>避難勧告等</u> に応じた行動をとるものとす	<u>示等</u> に応じた行動をとるものとする。
る。	
2及び3 一略一	2及び3 一略-
(円滑な避難のための体制の整備等)	(円滑な避難のための体制の整備等)
第39条 一略一	第39条 一略-
2 一略一	2 一略一
3 市町村長は、あらかじめ、 <u>避難勧告等</u> に関す	3 市町村長は、あらかじめ、避難指示等に関す
る基準を設定するよう努めるものとする。	る基準を設定するよう努めるものとする。
4 一略一	4 一略一